

令和8年度 資格取得促進事業

名寄市・下川町・美深町・音威子府村・中川町に

住民登録のある季節労働者の皆様へ



ご相談はお早めに！

助成金を活用して
免許を取得しよう！



資格・免許の取得に助成金が使えます！

資格取得に要した費用の**約50%**を**助成**します！



(限度額 上限16万5千円) ※受講前に申請が必要です

※予算がなくなり次第終了とさせていただきます。

資格取得は一生の財産！

利用できる講習の種類

■公安委員会が指定した教習所による次の運転免許教習■

大型免許

中型免許

準中型免許

(普通免許を取得済の方)



大型特殊免許

けん引免許

2種免許

(大型・中型・普通)

■お申込み・お問合せ先■

名寄地区通年雇用促進協議会 TEL.01654-3-1031(直通)

〒096-8686 名寄市大通南1丁目1番地

名寄市役所名寄庁舎3階 経済部産業振興室産業振興課内 担当：山田

受付時間：午前8時45分～午後5時30分(土日祝日を除く)





助成金申請の流れ

※申請する前に必ず電話でお問合せください



1 必ず受講前に協議会と相談、会員の登録

【事前の確認事項】受講したい科目・講座、内容、料金、スケジュールなど

協議会へ申込み TEL 01654-3-1031(直通)

2 1回目の申請【助成金利用申請】

(必要書類)

- ①雇用保険特例受給資格者証または雇用保険被保険者証・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
- ②運転免許証または住民票
- ③受講料の明細がわかる見積書（※交付申請者の宛名が記載されているもの）

協議会から「指定教育訓練実施計画承認通知書」が届く

3 教育訓練受講開始

教育訓練に要する費用は一旦全額自己負担となります ※受講開始後の申請は受け付けません
※受講前に受講を開始した場合や承認内容と異なるコースを受講した場合、助成金は支給されません

資格得後1ヶ月以内または令和9年3月17日のいずれか早い日までに2回目の申請

4 2回目の申請【助成金交付申請】

(必要書類)

- ①資格取得日が確認できる証明書（運転免許の場合は免許証）
- ②受講料を支払った**本人名義**の領収書またはクレジットカード払控の**原本を提出**
- ③銀行口座等の通帳（本人名義）④印鑑（スタンプ印以外）

協議会から「助成金交付決定通知書」が届く

5 助成金交付(指定口座への助成金振込を確認)

資格取得から3ヶ月後

6 雇用状況について

資格取得後3ヶ月が経過しましたら協議会から「通年雇用状況届」を郵送します
締切日までに必ず提出してください



資格取得は一生の財産！

通年雇用化を目指す季節労働者の方、
通年雇用を促進する事業所の方を支援します！



名寄地区通年雇用促進協議会 TEL. 01654-3-1031